

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(農地整備課)

一

号外 (三) 平成二十六年 四月 一日

規則

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

事業名	同一の事業主体が一連の事業計画のもとに行う事業の施行の転用面積
中山間地域総合整備事業 農業用排水施設整備事業	当該事業の施行地ごとその面積の十分の一未満の面積(当該事業の施行地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール未満)
ほ場整備事業及び農用地開発事業	十アール未満
かんがい排水事業	当該事業の施行地ごとその面積の十分の一未満の面積(当該事業の施行地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール未満)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たるときは翌日)

平成二十六年四月一日

農業水利施設保全対策事業	ル未満)	当該事業の施行地(ことにその面積の十分の一未満の面積(当該事業の施行地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール未満)
	基幹排水対策特別事業	当該事業の施行地(ことにその面積の十分の一未満の面積(当該事業の施行地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール未満)
たん水防除事業	当該事業の施行地(ことにその面積の十分の一未満の面積(当該事業の施行地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール未満)	当該事業の施行地(ことにその面積の十分の一未満の面積(当該事業の施行地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール未満)
	経営体育成基盤整備事業	農業用排水施設整備事業
水田農業振興緊急整備事業	区画整理事業	十アール未満
	畑地帯総合土地改良事業	農業用排水施設整備事業
農村振興総合整備事業	区画整理事業及び農用地造成事業	十アール未満
	農業用排水施設整備事業	当該事業の施行地(ことにその面積の十分の一未満の面積(当該事業の施行地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール未満)
ほ場整備事業及び農用地開発事業	十アール未満	当該事業の施行地(ことにその面積の十分の一未満の面積(当該事業の施行地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール未満)

農村活性化住環境整備事業	農業者用排水施設整備事業	当該事業の施行地(ことにその面積の十分の一未満の面積(当該事業の施行地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール未満)
	ほ場整備事業及び農用地開発事業	十アール未満
農業基盤整備促進事業	田及び畑の区画拡大事業	十アール未満
	末端畑地かんがい施設整備事業	当該事業の施行地(ことにその面積の十分の一未満の面積(当該事業の施行地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール未満)
農林地一体開発整備パイロット事業	十アール未満	十アール未満
干拓地等農地整備事業	十アール未満	十アール未満
総合農地開発事業	十アール未満	十アール未満
草地開発事業	十アール未満	十アール未満
農地開発事業	十アール未満	十アール未満

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社